

## 令和6年度 社会福祉法人誠和 保育士処遇改善手当

保育士処遇改善加算区分	( 保育処遇改善加算Ⅰ ・ 保育処遇改善加算Ⅱ )
賃金改善方法について 保育特別手当	
<p><b>●保育処遇改善加算Ⅰ</b></p> <p>年度の加算状況により処遇改善を行うために保育士に支給する。ただし、内閣府が定める「処遇改善加算Ⅰについて」において、国からの処遇改善加算制度の助成を原資として、定められている期間支給する。</p> <p>役員や加算取得職員を除く職員を対象に、法人が定めた研修計画等による資質向上を行う保育所が定める者に対して支給する。</p> <p>なお、対象となる職員については、書面にて事務所に掲示する。</p> <p style="margin-left: 20px;">1) 定期昇給 2) 昇給・昇格に伴う賞与 3) 法定福利費等の事業主負担分</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">※年度末時点において、稼働率等状況により支給することがある</p>	
<p><b>●保育処遇改善加算Ⅱ ※今年度該当なし</b></p> <p>年度の加算状況により質の高い保育を安定的に供給するために以下を支給する。</p> <p>対象者については、書面にて事務所に掲示し、副主任及び職務分野別リーダーのうち該当する者については、承諾書を得ることとする。</p> <p>なお、副主任保育士等については、経験、技能を有し、マネジメント及び3つ以上の職務分野の研修修了または研修修了見込みのもので、各職務分野リーダーを含めマネジメントできるものとする。職務分野別リーダーは、担当する職務分野の研修を修了する者とする。</p> <p>研修項目は、①乳児保育 ②幼児教育 ③障害児保育 ④食育・アレルギー対応 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥保護者支援・子育て支援 ⑦保育実践 ⑧マネジメント などとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">○副主任保育士等 10,000～40,000円/月</p> <p style="margin-left: 20px;">○職務分野別リーダー等 5,000～39,999円/月ただし、副主任保育士等を上回らないこと</p>	
<p>条件</p> <p>a) 施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定める。</p> <p>b) a) に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定める。</p> <p>c) a) 及び b) の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員へ周知</p>	
<p>研修</p> <p>1) 個人ごとの研修計画を策定し、半期ごとに面談を行い、能力評価を行う。</p> <p>2) 事業所において年間計画を定め、会議等にて研修を定期的に行い、資質向上に努める。</p> <p>3) 外部研修については、現時点では外部研修について不明な点も多いが、資質向上に向けて取り組めるよう行う。</p> <p>4) 保育士資格やその他自己研鑽の為個人で資格取得をしようとする場合には、資格取得の為の支援として勤務シフトの調整や有給休暇の付与等を実施する。</p>	
保育士処遇改善加算区分	<b>保育処遇改善加算Ⅲ</b>
<p>年度の加算状況により処遇改善を行うために保育士等（保育支援員含む）に支給する。</p> <p>正規職員は1として換算し、非常勤職員は当月の常勤換算数で計算し、各月の手当として支給する。</p> <p style="margin-left: 20px;">○正規職員 変動</p> <p style="margin-left: 20px;">○非常勤職員 上記額を常勤換算で計算し手当額を決定</p> <p>※園児の受入人数、年齢、職員数で変動します。</p>	

事務所掲示用